

■公益通報に関するQ&A

Q.匿名での通報は可能ですか。

A.可能です。ただし、より正確な調査を行うため、通報いただいた内容について、当方からより詳細に確認させていただく場合もありますので、可能な限り連絡先(たとえばメールアドレスなど)をお知らせくださるようご協力をお願いいたします。

Q.通報をする場合、どのような情報を提供すればよいでしょうか。

A.以下の事項が判明している場合、より迅速・的確な調査を行うことができます。

- ・違反が疑われる教職員の所属、名前
- ・違反が疑われる行為の概要(いつ、どこで、誰が、何をしたか等)
- ・違反が疑われる行為の相手方

Q.調査結果は教えてもらえるのですか。

A.連絡先を覚えていただいた場合、調査結果を報告いたします。

Q.通報は仲間を売るようで心理的な抵抗感があるのですが。

A.通報制度については、密告を連想するなど、マイナスイメージをもたれる方もおられるかもしれませんが、違反行為の早期発見により、事態の深刻化を防止することに役立つとともに、違反行為に対する抑止効果も期待できます。これらの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力をお願いいたします。



安心してまずはご相談を

■公益通報・相談窓口

[学内]

●学校法人 千葉工業大学 監査室
(津田沼校舎 1号館2階)
TEL・FAX: 047-478-0194(ダイヤルイン)
受付時間: 平日10:00~12:30/14:00~16:30
(土・日・祝日及び本学の休業日を除く)
e-mail: kansa-stf@p.chibakoudai.jp
郵送: 〒275-0016
千葉県習志野市津田沼2-17-1
学校法人 千葉工業大学 監査室内
公益通報受付・相談窓口 宛

●学生センター(本学学生のみ対象)
TEL: 047-478-0230(津田沼校舎 学生課)
TEL: 047-454-9756(新習志野校舎 学生課)
e-mail: gakusei-stf@p.chibakoudai.jp(両校舎共通)
郵送: 学生センター内 公益通報受付・相談窓口 宛
(住所は監査室と同様)

[学外]

●弁護士法人法律事務所ヒロナカ
TEL: 03-3234-0507
FAX: 03-3234-0508
受付時間: 平日9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)
e-mail: madoguchi@office-hironaka.jp

このリーフレットに関するお問い合わせ先
学校法人 千葉工業大学 監査室
(TEL: 047-478-0194)



千葉工業大学 公益通報制度

「安心」「安全」を確保し、あなたをお守りします。



学校法人 千葉工業大学

■通報・相談できる方々

- ・法人または大学の業務に従事する教職員（派遣、業務委託等を含みます）
- ・本学の学生及び保護者
- ・法人が委託した業務に従事している労働者
- ・本学と取引を行う業者

■通報・相談者の保護

通報・相談者が通報又は相談したことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。万一、通報・相談者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合、就業規則に基づき、法人(大学)が必要な処置を行い、あなたを守ります。

■個人情報・通報内容等の守秘

調査等の対応上必要な場合を除き、通報者の氏名等、個人が特定される情報、通報内容、調査の内容及び調査の結果等を他に開示することはありません。

■通報の方法及び受付

通報・相談の際は「公益通報」であることを明らかにして電話、メール、FAX、書面、面談のいずれかの方法にてお申し出ください。原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにしてください(匿名でも受付ます)。その際は、本学WEBサイトにある「公益通報・相談受付シート」をご利用ください。

なお、匿名の場合、調査結果等の通知ができない、または事実関係の調査ができない可能性があります。

■公益通報をされる際に必要な情報

- ・氏名(匿名可)
- ・連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- ・被通報者(法令違反を行っている事業者等)
- ・通報者と被通報者の関係
- ・法令違反又は法令違反のおそれがある行為の内容と該当法令

※「ハラスメントに関する相談」は、別に定める規程に基づき、ハラスメント防止委員会が対応いたします。

【公益通報URL】

<http://www.it-chiba.ac.jp/compliance/notice/>



■公益通報制度

本学は「公益通報者保護法」(平成16年法律第122号)に基づき、公益通報の受付に対応するため、学内及び新たに外部機関に「通報窓口」を設置し、公益通報の取り扱いに関する体制を整備しました(平成27年9月)。

- ・消費者庁WEBサイト
<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/>

■公益通報とは

本学における組織又は教職員等について、法令及び本学の規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為が生じている旨を通報又は相談をいいます。

ただし、虚偽、他人の誹謗中傷、噂に基づくものや信頼性のないもの等は受け付けておりません。これは国の公益通報者保護法及びこれに基づく本学の「公益通報等に関する規程」によるものです。

■本法人に関する公益通報の対象となる主な法律

- ・学校教育法
- ・ヒトに関するクローン技術等規制に関する法律
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・文化財保護法
- ・著作権法
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 など

